

若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱になっている。

現在、年金の支給月は隔月となっているが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、年金生活者にとって、毎月支給されることにより計画的な生活設計を立てることができる。

年金が高齢者の所得補償であることに鑑みれば、高齢者の生活安定の観点から、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが必要であり、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、無年金や無収入となる者が生じることとなり大きな問題である。

一方、若い人の非正規雇用は40パーセントを超え、年金滞納者が増大し、やがて低年金、無年金になるおそれがあり、若者の間に将来への不安、年金制度への不信が広がっている。従って制度への信頼を取り戻し、年金給付における世代間格差をなくすには、接続可能な年金制度に改善する必要がある。そのために近い将来、全額国庫負担による最低保障年金制度を導入することが求められる。

年金は、そのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっていることから、年金の増減は、地域経済や地方財政にも大きな影響を与える。

よって、国においては、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 年金の隔月支給を国際標準並みに毎月支給に改めること。
- 2 年金の支給年齢は、これ以上引き上げないこと。
- 3 全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月20日

結 城 市 議 会